

化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第2条第3項に規定する特定物質の輸入の承認について

輸入注意事項 19 第 9 号(19.3.7)

平成19年3月5日付け経済産業省告示第49号（輸入公表の一部を改正する告示）により、下記1に掲げる特定物質の輸入に係る二の二号承認（輸入貿易管理令第4条第1項第2号の規定による輸入の承認（全地域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認に限る。）をいう。）については、平成19年4月1日以降は、下記により行います。

なお、平成7年5月2日付け輸入注意事項7第32号（化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第2条第3項に規定する特定物質の輸入の承認について）は、平成19年3月31日限りで廃止します。

記

1 対象品目

化学兵器禁止法第2条第3項に規定する特定物質

なお、特定物質の具体的範囲については、化学兵器禁止法施行令（平成7年政令第192号）別表1の項第3欄又は第4欄を参照のこと。

2 書面申請手続

(1) 提出書類

- ① 輸入承認申請書（輸入貿易管理規則別表第一 T2010） 2通
- ② 特定物質を化学兵器禁止法上の許可使用者に譲り渡すために輸入する場合にあっては、当該譲り渡しに関する事項を記載した書面（別紙1の様式によるもの） 1通
- ③ 特定物質を化学兵器禁止法上の許可使用者自らが使用するために輸入する場合にあっては、当該使用許可番号を記載した書面（別紙2の様式によるもの） 1通
- ④ 特定物質の保管方法を説明した書面 1通
- ⑤ 申請者が下記（イ）から（ロ）までのいずれにも該当しないことを説明した書面 1通

(イ) 化学兵器禁止法又は同法に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者

(ロ) 化学兵器禁止法以外の法令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者で、その情状が特定物質の輸入をする者として不適当な者

(ハ) 禁治産者

(ニ) 法人であって、その業務を行う役員のうち上記(イ)から(ハ)までに該当する者がある者

⑥ 申請者が法人である場合にあっては、その法人の定款又は寄付行為及び登記簿の謄本1通

⑦ その他必要と認められる書類

(2) 申請書の提出先

貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課

(3) 申請書の受付時間

毎週月曜日から金曜日までの午前10時から11時45分まで及び午後1時30分から午後3時30分まで。ただし、行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項各号に掲げる日。以下同じ。）を除く。

3 輸入貿易管理規則第2条の2に規定する電子情報処理組織を使用した電子申請手続

(1) 申請者の届出

電子申請を行おうとする者は、事前に申請者届出を原則として郵送にて行うこと。

① 必要書類

申請者届出書、届出理由書、登記簿謄本（法人の場合）、住民票（個人の場合）、返信用封筒（返信用切手を貼り付けて、あて先を記入のこと。）、委任状（法人代表以外の申請者の場合）、インターネット申請の場合には認証書及び秘密鍵用のFD（3.5inch、2HD、1.44MBフォーマット済みのもの）

(注) 外国法人又は外国人の場合は、登記簿謄本又は住民票に代えて所在の証明できる書類

② 郵送先

〒100-8901

東京都千代田区霞が関一丁目3番1号

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課

③ その他、申請者の届出に係る運用は平成12年3月23日付け輸出注意事項12第12号・輸入注意事項12第7号（特定手続等に係る申請者の届出について）の定めるところによる。

(2) 申請手続

輸入貿易管理規則（昭和24年通商産業省令第77号。以下「規則」という。）第2条の2に規定する経済産業省の使用に係る電子計算機（以下「専用電子計算機」という。）に備えられたファイルから入手可能な「輸入承認申請様式」に記載すべき事項を規則第2条第4項に規定する申請をする者の使用に係る入出力装置（以下「特定入出力装置」という。）から入力すること。

(3) ダイヤルアップ申請

① 申請書編集ソフトウェアは以下のいずれかを使用のこと。

- (イ) ダイヤルアップ申請用申請書編集ソフトウェア
- (ロ) テキストエディタ
- (ハ) XMLエディタ
- ② 受付電話番号
03-5251-3030
- (4) インターネット申請
申請書編集ソフトウェアは以下のものを使用のこと。
インターネット申請用申請書編集ソフトウェア
- (5) 品目コード
TA20
- (6) 受付窓口
貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課
- (7) 申請受付時間
毎週月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時まで。ただし、行政機関の休日を除く。
※ 受付時間は、経済産業省に申請データが到着すべき時間（申請データが到着した場合は、到着確認シートが返信されます。）
- (8) 添付書類
 - ① 3の(1)の②から⑦までに同じ。
 - ② 平成12年3月31日付け輸入注意事項12第15号・輸入注意事項12第8号（電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について。以下「運用通達」という。）の定めるところによる別紙参考様式第1による申請者本人が当該書類は原本と相違ないことを誓約した書類（以下「原本証明書」という。）
 - ③ 申請者本人が記名押印又は署名し、交付を希望する理由を記載した依頼書（様式自由。規則別表第2で定める輸入承認証の交付を希望する場合に限る。）
 - ④ 上記書類のスキャナ等により取り込んだ画像情報を特定入出力装置から入力し、専用電子計算機に備えられたファイルに記録、若しくは、運用通達の定めるところによる別紙参考様式第2による電子申請に係る添付書類の送り状（以下「送り状」という。）を添付し、提出を要する添付書類及び原本証明書を当該申請の受付窓口へ郵送又は提出すること。
 - ⑤ 電子申請時に添付出来るファイル拡張子は、以下のとおり。
j p e g、j p g、g i f、p d f、t x t、h t m、h t m l、x m l
 - ⑥ 電子申請における1申請の添付資料の受入可能容量は、10MB程度とする。
なお、これを超える場合には、送り状を添付し、提出を要する添付書類及び原本証明書を当該申請の受付窓口へ郵送又は提出すること。
 - ⑦ ④及び⑥の郵送又は提出においては、返却を要しない書類又は資料の原本の提出を妨げない。
 - ⑧ 審査に当たり、必要がある場合には、上記以外の書類及び上記書類の原本の提出を求めることがある。
- (9) その他、電子申請に係る運用は、運用通達及び申請者届出後に配布される利用マニュアル

を参照のこと。

4 輸入承認基準

特定物質の輸入の承認は、当該輸入をしようとする者が次の各号の規定のいずれにも該当する場合に限り行うものとする。

- ① 上記2⑤（イ）から（ニ）までのいずれにも該当しないこと。
- ② 当該輸入が化学兵器禁止法上の許可使用者に譲り渡すために、又は許可使用者自らが、その使用の許可に係る特定物質を輸入するものであること。
- ③ その所持する特定物質を、かぎをかけた堅固な設備内で保管することが確実であること。
- ④ その他化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約の適確な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。

5 輸入の承認条件

特定物質は、輸入承認証の承認後30日を経過してから輸入すること。

別紙1

特定物質譲渡し関係事項記載所

年 月 日

経済産業大臣殿

氏名又は名称及び法人にあつてはその
代表者の記名押印又は署名
住所

輸入承認申請書商品名欄に記載された特定物質については、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成7年法律第65号）第15条第1項の規定に基づき、次のとおり譲り渡します。

譲り渡す特定物質及び数量	
譲り渡す年月日	
譲り渡す者	
譲り渡す者の使用許可の番号	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別紙 2

特定物質使用許可番号記載書

年 月 日

経済産業大臣殿

氏名又は名称及び法人にあつてはその
代表者の記名押印又は署名
住所

輸入承認申請書商品名欄に記載された特定物質の使用について、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成 7 年法律第 6 5 号）第 1 0 条第 1 項の規定により受けた許可の番号は次のとおりです。

使用許可の番号	
---------	--

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。